

誓約書

使用済自動車の再資源化等に関する法律第45条第1項各号（引取業）又は第56条第1項各号（フロン類回収業）に規定する登録拒否事由

- 一 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者（注）又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 この法律、フロン類法若しくは廃棄物処理法又はこれらの法律に基づく処分に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 三 第51条第1項（引取業）又は第58条第1項（フロン類回収業）の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から二年を経過しない者
- 四 引取業者（フロン類回収業者）で法人であるものが第51条第1項（第58条第1項）の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその引取業者の役員であった者でその処分のあった日から二年を経過しない者
- 五 第51条第1項（引取業者）又は第58条第1項（フロン類回収業）の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 六 引取業（フロン類回収業）に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの
- 七 法人でその役員のうちに第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの

注）主務省令で定める者とは、精神の機能の障害により引取業又はフロン類回収業を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

申請者は、上記のいずれにも該当しないことを申し立てます。

年 月 日

住所

氏名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）